

2020年度 当社取締役会の実効性評価結果の概要について

1. 取締役会の実効性評価の実施

当社は、「三菱ケミカルホールディングス・コーポレートガバナンス基本方針」において、取締役会は毎年その実効性を評価し、結果の概要を開示すると定めております。2020年度の実効性評価の方法及び結果の概要は、以下のとおりです。

2. 評価方法・プロセス

2020年度における、取締役会の実効性評価の具体的な評価方法・プロセスは以下のとおりです。

- i) 2021年3月から4月にかけて、第三者機関（株）ボードアドバイザーズによる評価を実施。評価手法は、取締役会、執行役会議及び指名・監査・報酬の各委員会の議事録の閲覧、取締役会議長を含む全取締役を対象とした以下の項目によるアンケート調査（各項目を5段階で評価するほか、コメントを記載する形式）、取締役1人当たり約1時間のインタビュー並びに第三者機関の専門的知見に基づく評価。
 - 全体評価
 - 昨年度指摘事項への対応
 - 取締役会の構成
 - 取締役会の事前準備、サポート体制
 - 取締役会における議論
 - 取締役の貢献
 - 各委員会のあり方
 - 執行のモニタリング態勢
- ii) 第三者機関による取締役会の実効性評価結果の取締役会への報告及び当該報告に基づく今後の課題・取り組み内容についての取締役会における議論（2021年5月）
- iii) 取締役会議長が、今後の課題・取り組み内容について、取締役会における議論も踏まえた結果を取締役に報告（2021年6月）

3. 評価結果の概要及び今後の取り組みについて

(1) 評価結果の概要

第三者機関による取締役会の実効性評価結果の概要は以下のとおりです。

- i) 取締役会の実効性は、指名委員会等設置会社の機関設計を採用する等、形式面では確保されているものの、実質面では幾つかの重要な課題が存在することが明らかになった。
 - 多数の取締役から、持株会社取締役会としての実効性が十分確保されていない状況が指摘され、取締役会の役割を明確化の上、アジェンダを見直す必要性が指摘された。

- ii) 昨年度指摘事項への対応は、改善した項目がある一方で、持株会社の役割議論・取締役会資料の事前送付などにつき、社外取締役から厳しい指摘がなされ、課題への対応が未だ十分ではないものがあることが判明した。
- iii) 当社の企業価値向上を外部から招聘した新社長に託す上で、その監督を担う取締役会の実効性向上は極めて重要かつ喫緊の課題であるため、以下の4つの課題への対応が期待される。
 - 取締役会の役割再定義とアジェンダ見直し
 - 取締役のリーダーシップ発揮
 - 取締役会構成の見直し
 - 指名機能の更なる強化

(2) 今後の取り組みについて

上記の評価結果及び取締役会における議論も踏まえ、以下の課題に取り組むこととし、その内容は以下のとおりです。

- i) 取締役会の役割とアジェンダ見直し
 - 取締役会の役割・機能整理とアジェンダの見直し
 - 業務執行状況の KPI によるモニタリング
 - 取締役全員が執行の実効的監督の観点で役割を果たすとの意識の向上
- ii) 取締役会構成の見直し
 - 新社長の職務執行状況を監督する取締役会が果たすべき役割を踏まえたスキルマトリックスの議論・整備
 - 社内外の取締役の比率の見直し
- iii) 指名機能の更なる強化
 - 経営者サクセッションプランの整備と有望な人材の早期発掘、把握

4. 前回の実効性評価を受けた取り組み

2019 年度の実効性評価結果及び各取締役からの指摘を踏まえ、以下の取り組みを実施しました。

- i) 取締役会で重点的に議論すべきテーマ
 - 取締役会において、「取締役会の役割・機能について」、「次期中期経営計画」を議題として議論を行いました。
- ii) 議論の充実に向けた環境の整備
 - 取締役会のリモート開催の一層の活用に向けたインフラストラクチャーの整備・運営の改善を行いました。
 - 取締役会当日の議案説明の効率化を図るとともに、説明と質疑応答の時間配分の見直しを行いました。

当社は、今回の取締役会の実効性評価結果及び各取締役からの様々な提言を踏まえ、引き続き取締役会の実効性向上に取り組んでいきます。

以上